

結果の概要

【事業所調査】

1 メンタルヘルス対策に関する事項

(1) メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者がいる事業所の状況

過去1年間(平成29年11月1日から平成30年10月31日までの期間)にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者(受け入れている派遣労働者は含まれない。)がいた事業所の割合は6.7%、退職者(受け入れている派遣労働者は含まれない。)がいた事業所の割合は5.8%となっている(第1表)。

第1表 過去1年間にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者数階級別事業所割合

(単位:%)

区 分	事業所計	該当する労働者の人数				該当する労働者がいなかった
		該当する労働者がいた	1人	2人	3人	
連続1か月以上の休業者 1)	100.0	6.7	4.6	1.0	0.5	0.1
(事業所規模)						
1,000人以上	100.0	91.9	1.7	5.2	4.8	4.6
500～999人	100.0	76.8	14.2	13.2	8.5	5.8
300～499人	100.0	65.6	20.9	14.8	6.2	5.1
100～299人	100.0	37.4	22.8	5.9	5.0	1.2
50～99人	100.0	14.6	10.4	3.1	0.9	-
30～49人	100.0	7.1	5.9	0.9	0.2	-
10～29人	100.0	2.4	2.2	0.2	0.0	-
(再掲)50人以上	100.0	26.4	14.8	4.8	2.7	0.8
退職者 1)2)	100.0	5.8	4.2	1.0	0.3	0.1
(事業所規模)						
1,000人以上	100.0	70.3	19.2	12.5	11.4	3.3
500～999人	100.0	39.9	19.1	10.6	4.3	3.5
300～499人	100.0	31.1	17.1	7.1	1.4	2.5
100～299人	100.0	16.0	11.4	1.8	1.7	0.1
50～99人	100.0	10.6	7.2	1.3	0.9	0.5
30～49人	100.0	7.7	5.0	2.0	0.2	0.4
10～29人	100.0	3.6	2.9	0.5	0.1	0.0
(再掲)50人以上	100.0	14.6	9.4	2.1	1.4	0.6

区 分	該当する労働者の人数				該当する労働者がいなかった
	5人	6～9人	10～29人	30人以上	
連続1か月以上の休業者 1)	0.1	0.2	0.1	0.0	93.3
(事業所規模)					
1,000人以上	2.7	19.7	42.1	11.2	8.1
500～999人	8.0	18.7	8.4	-	23.2
300～499人	6.3	9.5	2.7	-	34.4
100～299人	0.6	1.5	0.4	-	62.6
50～99人	0.1	-	-	-	85.4
30～49人	-	-	-	-	92.9
10～29人	-	-	-	-	97.6
(再掲)50人以上	0.8	1.6	0.9	0.1	73.6
退職者 1)2)	0.1	0.1	0.0	0.0	94.2
(事業所規模)					
1,000人以上	5.1	9.9	8.1	0.9	29.7
500～999人	1.3	0.4	0.7	0.1	60.1
300～499人	0.9	0.9	0.6	0.5	68.9
100～299人	0.4	0.2	0.4	-	84.0
50～99人	0.3	0.4	-	-	89.4
30～49人	0.0	-	-	-	92.3
10～29人	-	-	-	-	96.4
(再掲)50人以上	0.5	0.5	0.3	0.0	85.4

注: 1) 「連続1か月以上の休業者」及び「退職者」には、受け入れている派遣労働者は含まれない。

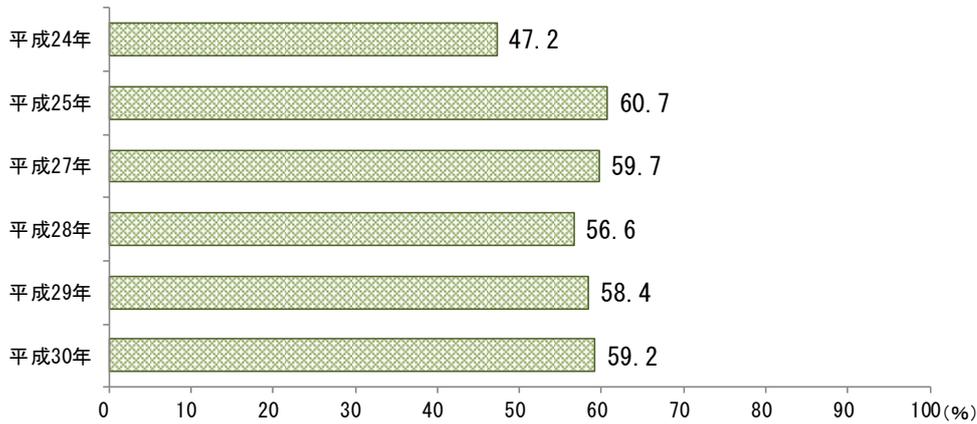
2) 同じ労働者が連続1か月以上休業した後に退職した場合は、退職者のみに計上している。

(2) メンタルヘルス対策への取組状況

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は 59.2% [平成 29 年調査 58.4%] となっている。

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所について、取組内容(複数回答)をみると、「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)」が 62.9% [同 64.3%] と最も多く、次いで「メンタルヘルス対策に関する労働者への教育研修・情報提供」が 56.3% [同 40.6%] となっている。(第1図、第2表)

第1図 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所割合の推移 (事業所計=100%)



注:平成 26 年は当該項目を調査していない。

第2表 メンタルヘルス対策の取組内容別事業所割合

(単位:%)

区分	メンタルヘルス対策の取組内容 (複数回答)								
	メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所計 ¹⁾	メンタルヘルス対策について、安全衛生委員会等での調査審議	メンタルヘルス対策に関する問題点を解決するための計画の策定と実施	メンタルヘルス対策の実務を行う担当者への選任	メンタルヘルス対策に関する労働者への教育研修・情報提供	メンタルヘルス対策に関する管理監督者への教育研修・情報提供	メンタルヘルス対策に関する事業所内の産業保健スタッフへの教育研修・情報提供	職場環境等の評価及び改善(ストレスチェック後の集団(部、課など)ごとの分析を含む)	
平成30年 (事業所規模)	[59.2]	100.0	29.6	19.8	36.2	56.3	31.9	13.0	32.4
1,000人以上	[99.7]	100.0	81.2	63.4	80.1	93.6	83.3	64.6	84.7
500～999人	[99.2]	100.0	75.2	49.8	69.2	81.7	65.6	49.1	74.9
300～499人	[99.6]	100.0	66.3	44.8	69.5	76.9	62.0	40.4	72.6
100～299人	[97.7]	100.0	59.7	27.3	51.6	61.9	42.0	22.8	56.7
50～99人	[86.0]	100.0	52.3	23.8	46.6	63.8	32.3	19.0	44.2
30～49人	[63.5]	100.0	26.3	16.4	37.9	55.7	30.5	12.5	30.3
10～29人	[51.6]	100.0	20.4	17.8	30.5	53.3	29.7	9.4	25.9
(再掲) 50人以上	[90.7]	100.0	56.5	27.2	50.5	64.7	38.6	22.7	51.2
平成29年	[58.4]	100.0	27.2	18.6	27.5	40.6	33.7	14.9	33.1

区分	メンタルヘルス対策の取組内容 (複数回答)								
	健康診断後の保健指導におけるメンタルヘルス対策の実施	労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)	職場復帰における支援(職場復帰支援プログラムの策定を含む)	メンタルヘルス対策に関する事業所内での相談体制の整備	地域産業保健センター(地域窓口)を活用したメンタルヘルス対策の実施	産業保健総合支援センターを活用したメンタルヘルス対策の実施	医療機関を活用したメンタルヘルス対策の実施	他の外部機関を活用したメンタルヘルス対策の実施 ²⁾	その他
平成30年 (事業所規模)	36.3	62.9	22.5	42.5	5.1	4.4	16.6	15.4	3.4
1,000人以上	59.1	99.8	83.9	91.1	4.8	5.1	29.2	40.3	3.1
500～999人	54.5	98.5	67.4	79.2	6.4	6.1	30.4	33.6	2.5
300～499人	46.0	97.9	61.2	71.6	4.5	8.1	28.5	29.1	3.5
100～299人	43.0	95.8	30.6	52.6	3.6	3.5	23.8	21.8	1.7
50～99人	39.3	86.9	23.6	44.5	2.9	5.4	24.3	16.6	1.2
30～49人	35.7	55.2	25.4	45.0	6.7	4.8	16.0	14.3	3.0
10～29人	34.5	54.3	19.0	39.0	5.4	4.1	13.7	14.0	4.3
(再掲) 50人以上	41.5	90.9	29.7	50.1	3.3	4.9	24.6	19.8	1.5
平成29年	34.8	64.3	18.9	39.4	4.8	4.0	12.6	14.3	4.6

注:1) []は、全事業所のうち、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所」の割合である。

2) 「他の外部機関」とは、精神保健福祉センター、(一社)日本産業カウンセラー協会などの心の健康づくり対策を支援する活動を行っている機関、メンタルヘルス支援機関などをいう。

(3) ストレスチェック結果の活用状況

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所のうち、労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(以下「ストレスチェック」という。)した事業所の割合は 62.9%[平成 29 年調査 64.3%]となっている。

労働者にストレスチェックを実施した事業所のうち、ストレスチェック結果の集団(部、課など)ごとの分析を実施した事業所の割合は 73.3%[同 58.3%]であり、このうち分析結果を活用した事業所の割合は 80.3%[同 72.6%]となっている。

分析結果を活用した事業所のうち、結果の活用内容(複数回答)をみると、「残業時間削減、休暇取得に向けた取組」が 46.5%と最も多くなっている。(第3表)

第3表 ストレスチェック結果の集団(部、課など)ごとの分析の実施の有無、活用の有無及び活用内容別事業所割合

(単位:%)

区 分	労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)した事業所計 1)		ストレスチェック結果の集団(部、課など)ごとの分析を実施した	ストレスチェック結果の集団(部、課など)ごとの分析を実施していない	結果の活用内容(複数回答) 3)				不 明		
	[62.9]	100.0	73.3	24.9	分析結果を活用した	業務配分の見直し	人員体制・組織の見直し	残業時間削減、休暇取得に向けた取組		職場の物理的環境の見直し	
平成30年(事業所規模)	[62.9]	100.0	73.3	24.9	80.3	<100.0>	<26.8>	<28.8>	<46.5>	<17.3>	
1,000人以上	[99.8]	100.0	90.5	8.7	90.5	<100.0>	<26.6>	<27.3>	<36.8>	<17.5>	
500～999人	[98.5]	100.0	87.7	12.1	88.8	<100.0>	<25.3>	<26.4>	<37.1>	<15.8>	
300～499人	[97.9]	100.0	85.4	14.0	84.2	<100.0>	<32.7>	<33.7>	<47.6>	<14.7>	
100～299人	[95.8]	100.0	81.4	16.3	81.2	<100.0>	<25.7>	<26.9>	<47.7>	<16.1>	
50～99人	[86.9]	100.0	74.1	24.2	81.5	<100.0>	<16.6>	<23.8>	<40.5>	<12.8>	
30～49人	[55.2]	100.0	67.2	32.0	83.1	<100.0>	<29.2>	<31.8>	<49.8>	<23.4>	
10～29人	[54.3]	100.0	72.0	26.0	78.7	<100.0>	<30.1>	<30.3>	<47.8>	<17.9>	
(再掲)50人以上	[90.9]	100.0	77.9	20.3	81.8	<100.0>	<21.4>	<25.7>	<43.4>	<14.3>	
平成29年	[64.3]	100.0	58.3	39.6	72.6	<100.0>	<22.0>	<26.2>	<…>	<…>	

区 分	ストレスチェック結果の集団(部、課など)ごとの分析を実施した事業所計 2)		結果の活用内容(複数回答) 3)						不 明
	(73.3)	100.0	分析結果を活用した	業務配分の見直し	人員体制・組織の見直し	残業時間削減、休暇取得に向けた取組	職場の物理的環境の見直し		
平成30年(事業所規模)	(73.3)	100.0	80.3	<100.0>	<26.8>	<28.8>	<46.5>	<17.3>	
1,000人以上	(90.5)	100.0	81.3	<100.0>	<26.6>	<27.3>	<36.8>	<17.5>	
500～999人	(87.7)	100.0	88.8	<100.0>	<25.3>	<26.4>	<37.1>	<15.8>	
300～499人	(85.4)	100.0	84.2	<100.0>	<32.7>	<33.7>	<47.6>	<14.7>	
100～299人	(81.4)	100.0	81.2	<100.0>	<25.7>	<26.9>	<47.7>	<16.1>	
50～99人	(74.1)	100.0	81.5	<100.0>	<16.6>	<23.8>	<40.5>	<12.8>	
30～49人	(67.2)	100.0	83.1	<100.0>	<29.2>	<31.8>	<49.8>	<23.4>	
10～29人	(72.0)	100.0	78.7	<100.0>	<30.1>	<30.3>	<47.8>	<17.9>	
(再掲)50人以上	(77.9)	100.0	81.8	<100.0>	<21.4>	<25.7>	<43.4>	<14.3>	
平成29年	(58.3)	100.0	72.6	<100.0>	<22.0>	<26.2>	<…>	<…>	

区 分	結果の活用内容(複数回答) 3)						分析結果を特に活用していない	不 明
	上司・同僚に支援を求めやすい環境の整備	相談窓口の設置	管理監督者向け又は労働者向け研修の実施	従業員参加型の職場環境改善ワークショップの実施	衛生委員会又は安全衛生委員会での審議	その他		
平成30年(事業所規模)	<28.7>	<32.6>	<20.6>	<5.2>	<38.1>	<9.2>	16.4	3.2
1,000人以上	<33.2>	<30.2>	<46.1>	<6.6>	<52.9>	<14.2>	14.4	4.3
500～999人	<30.5>	<39.7>	<37.3>	<8.4>	<59.6>	<12.0>	10.1	1.0
300～499人	<29.2>	<39.9>	<27.3>	<6.2>	<60.4>	<9.7>	13.7	2.1
100～299人	<21.7>	<35.0>	<19.3>	<3.7>	<53.1>	<5.9>	17.4	1.4
50～99人	<23.2>	<30.7>	<19.0>	<1.8>	<60.5>	<8.0>	15.1	3.4
30～49人	<30.3>	<29.1>	<18.5>	<8.1>	<26.6>	<10.5>	13.2	3.7
10～29人	<32.0>	<33.1>	<21.0>	<6.0>	<27.1>	<10.1>	17.7	3.6
(再掲)50人以上	<23.4>	<33.1>	<20.7>	<3.1>	<57.6>	<7.6>	15.7	2.5
平成29年	<…>	<…>	<22.8>	<…>	<47.9>	<25.0>	27.1	0.4

注:1) []は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所」のうち、「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)した事業所」の割合である。

2) ()は、ストレスチェックを実施した事業所のうち、「ストレスチェック結果の集団(部、課など)ごとの分析を実施した事業所」の割合である。

3) 「結果の活用内容(複数回答)」は、平成30年から項目を一部変更した。

2 長時間労働者に対する取組に関する事項

平成30年7月1日が含まれる1か月間に45時間を超える時間外・休日労働をした労働者(受け入れている派遣労働者を除く。以下「長時間労働者」という。)がいる事業所の割合は、「45時間超80時間以下」が25.0%[平成29年調査26.7%]、「80時間超100時間以下」が5.6%[同5.9%]、「100時間超」が3.5%[同2.1%]となっている(第4表)。

また、長時間労働者に対する医師による面接指導の実施方法をみると、いずれの時間外・休日労働時間数階級においても「実施方法が決まっていない」が回答のあった事業所の中で最も多くなっている(第5表)。

第4表 長時間労働者及び面接指導の申し出があった労働者がいる事業所割合

区 分	事業所計	45時間超80時間以下の時間外・休日労働をした労働者がいる			80時間超100時間以下の時間外・休日労働をした労働者がいる			100時間超の時間外・休日労働をした労働者がいる		
		割合	割合	うち医師による面接指導の申し出があった労働者がいる	割合	割合	うち医師による面接指導の申し出があった労働者がいる	割合	割合	うち医師による面接指導の申し出があった労働者がいる
平成30年 (事業所規模)	100.0	25.0	(100.0)	(9.3)	5.6	(100.0)	(15.6)	3.5	(100.0)	(18.1)
1,000人以上	100.0	89.1	(100.0)	(24.6)	49.3	(100.0)	(44.7)	25.5	(100.0)	(49.3)
500～999人	100.0	80.7	(100.0)	(16.6)	24.6	(100.0)	(39.1)	13.9	(100.0)	(57.0)
300～499人	100.0	64.7	(100.0)	(10.8)	14.7	(100.0)	(32.8)	6.2	(100.0)	(54.3)
100～299人	100.0	52.4	(100.0)	(12.1)	13.0	(100.0)	(24.4)	5.5	(100.0)	(29.7)
50～99人	100.0	34.0	(100.0)	(6.4)	8.0	(100.0)	(15.0)	5.5	(100.0)	(15.0)
30～49人	100.0	28.4	(100.0)	(7.6)	5.0	(100.0)	(20.3)	3.2	(100.0)	(25.5)
10～29人	100.0	20.4	(100.0)	(9.6)	4.6	(100.0)	(11.1)	3.0	(100.0)	(13.7)
平成29年	100.0	26.7	(100.0)	(6.7)	5.9	(100.0)	(15.6)	2.1	(100.0)	(25.3)

第5表 長時間労働者に対する医師による面接指導の実施方法別事業所割合

区 分	(単位：%)					
	医師による面接指導について回答のあった事業所計 1)	全員に実施することとしている 2)	申出者を実施することとしている 2)	実施しないこととしている	実施方法が決まっていない 3)	
平成30年 <45時間超80時間以下> (事業所規模)	[73.7]	100.0	5.6	30.2	14.0	50.3
1,000人以上	[96.2]	100.0	6.6	72.2	16.2	4.9
500～999人	[95.7]	100.0	9.0	61.5	17.0	12.4
300～499人	[95.4]	100.0	6.6	60.2	21.9	11.4
100～299人	[89.6]	100.0	6.2	52.9	14.2	26.7
50～99人	[80.7]	100.0	8.0	39.5	9.2	43.2
30～49人	[76.7]	100.0	4.8	29.8	14.1	51.3
10～29人	[70.7]	100.0	5.3	26.2	14.5	54.0
<80時間超100時間以下> (事業所規模)	[69.8]	100.0	20.8	25.6	5.0	48.5
1,000人以上	[95.9]	100.0	46.0	47.2	3.3	3.5
500～999人	[96.9]	100.0	41.3	48.1	1.6	9.1
300～499人	[93.2]	100.0	40.7	45.8	3.0	10.6
100～299人	[86.6]	100.0	33.1	39.0	3.5	24.4
50～99人	[78.1]	100.0	27.9	30.7	1.7	39.7
30～49人	[71.9]	100.0	22.0	25.2	3.7	49.1
10～29人	[66.7]	100.0	17.9	23.2	6.0	52.8
<100時間超> (事業所規模)	[71.1]	100.0	28.5	18.7	3.8	48.9
1,000人以上	[95.4]	100.0	68.2	28.7	-	3.1
500～999人	[97.8]	100.0	59.0	31.8	0.3	9.0
300～499人	[92.9]	100.0	61.7	26.1	1.7	10.5
100～299人	[85.3]	100.0	46.9	29.8	1.1	22.1
50～99人	[78.1]	100.0	36.6	24.1	0.8	38.4
30～49人	[74.1]	100.0	30.5	16.6	3.5	49.4
10～29人	[68.2]	100.0	24.6	17.2	4.6	53.6

注：1) []は、全事業所のうち、医師による面接指導の実施方法について回答のあった事業所の割合である。

2) 期日前1か月以内に面接指導を受けた労働者等、面接指導を受ける必要がないと医師が認めた者を除く。

3) 過去に1か月の時間外・休日労働時間数が45時間超等となった実績がないことから、具体的な実施方法を定める必要性がなかった場合を含む。

さらに、1か月の時間外・休日労働時間数が100時間超の労働者に対する医師による面接指導を「実施しないこととしている」又は「実施方法が決まっていない」事業所について、その理由(複数回答)をみると「事業所として1か月の時間外・休日労働時間数が100時間超となる働き方をしていないため」が76.3%と最も多くなっている(第6表)。

第6表 医師による面接指導を実施しない又は実施方法が決まっていない理由別事業所割合

区分	実施しない又は実施方法が決まっていない理由 (単位:%)								
	医師による面接指導について、実施しない又は実施方法が決まっていない事業所計 1)		複数回答					制度を知らなかった	不明
			医師等の確保が難しいため	面接時間を確保できないため	経費が掛かりすぎるため	事業所として1か月の時間外・休日労働時間数が100時間超となる働き方をしていないため	その他		
平成30年 (事業所規模)	[52.8]	100.0	5.0	3.3	3.6	76.3	4.9	7.3	9.5
1,000人以上	[3.1]	100.0	-	-	-	100.0	14.1	-	-
500～999人	[9.2]	100.0	-	1.1	0.4	85.2	4.2	8.8	0.7
300～499人	[12.2]	100.0	1.3	14.5	2.0	68.1	10.1	-	14.7
100～299人	[23.3]	100.0	0.4	3.5	0.4	86.4	4.8	1.2	6.4
50～99人	[39.2]	100.0	4.5	0.1	2.5	80.1	4.5	8.3	6.3
30～49人	[52.9]	100.0	4.7	3.7	3.8	75.8	5.4	5.2	11.3
10～29人	[58.2]	100.0	5.3	3.5	3.7	75.7	4.8	7.8	9.6

注:1) []は、医師による面接指導の実施方法について回答のあった事業所のうち、「実施しないこととしている事業所」又は「実施方法が決まっていない事業所」の割合である。

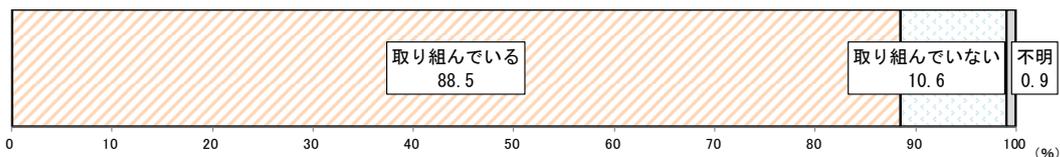
3 受動喫煙防止対策に関する事項

受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所の割合は88.5%[平成29年調査85.4%]となっている。

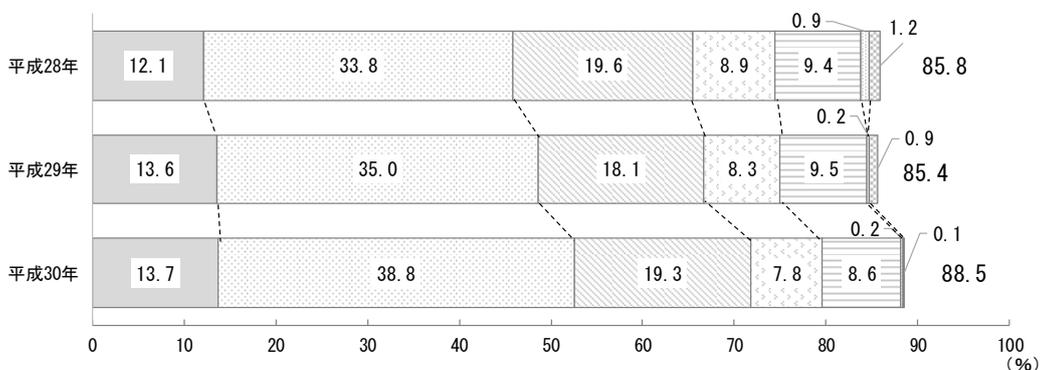
産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」が98.5%と最も高く、次いで「不動産業、物品賃貸業」が96.6%となっている。

禁煙・分煙の状況を見ると、「事業所の建物内全体(執務室、会議室、食堂、休憩室、商談室等含む)を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能としている」が38.8%[同35.0%]と最も多く、次いで「事業所の内部に空間的に隔離された喫煙場所(喫煙室)を設け、それ以外の場所は禁煙にしている」が19.3%[同18.1%]、「屋外を含めた事業所敷地内全体を禁煙にしている」が13.7%[同13.6%]となっている。(第2図、第3図、第7表)

第2図 受動喫煙防止対策の取組の有無(平成30年)(事業所計=100%)



第3図 受動喫煙防止対策に取り組んでいる禁煙・分煙状況別事業所割合の推移(事業所計=100%)



- 屋外を含めた事業所敷地内全体を禁煙にしている
- 事業所の建物内全体(執務室、会議室、食堂、休憩室、商談室等含む)を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能としている
- 事業所の内部に空間的に隔離された喫煙場所(喫煙室)を設け、それ以外の場所は禁煙にしている
- 事業所の内部に空間的に隔離されていない喫煙場所(喫煙コーナー)を設け、それ以外の場所は禁煙にしている
- 上記以外の方法で、事業所内の喫煙可能場所と禁煙場所を区分している
- 事業所内で自由に喫煙できる
- 禁煙・分煙状況不明

第7表 受動喫煙防止対策の取組の有無及び禁煙・分煙状況別事業所割合

(単位:%)

区 分	事業所計	受動喫煙防止対策に取り組んでいる	禁 煙 ・ 分 煙 状 況			
			屋外を含めた事業所敷地内全体を禁煙にしている	事業所の建物内全体（執務室、会議室、食堂、休憩室、商談室等含む）を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能としている	事業所の内部に空間的に隔離された喫煙場所（喫煙室）を設け、それ以外の場所は禁煙にしている	事業所の内部に空間的に隔離されていない喫煙場所（喫煙コーナー）を設け、それ以外の場所は禁煙にしている
平成30年	100.0	88.5	13.7	38.8	19.3	7.8
(事業所規模)						
1,000人以上	100.0	99.6	21.3	25.6	43.9	3.6
500～999人	100.0	98.5	19.0	23.5	48.3	3.1
300～499人	100.0	96.5	20.6	24.1	42.7	4.0
100～299人	100.0	96.9	11.4	31.7	41.4	6.4
50～99人	100.0	91.5	9.8	39.0	29.8	5.6
30～49人	100.0	93.1	12.9	40.1	22.9	9.1
10～29人	100.0	86.5	14.5	39.3	15.2	7.9
(産業)						
農業、林業（林業に限る。）	100.0	81.8	1.3	44.4	9.6	13.4
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	73.8	2.9	33.0	19.3	7.0
建設業	100.0	83.0	4.1	39.1	18.0	9.3
製造業	100.0	87.0	4.9	33.4	22.5	12.4
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	98.5	6.9	34.0	39.8	6.8
情報通信業	100.0	96.1	6.2	49.5	28.4	5.5
運輸業、郵便業	100.0	86.3	1.4	43.4	26.3	8.0
卸売業、小売業	100.0	88.0	12.2	40.3	21.4	7.4
金融業、保険業	100.0	95.3	10.8	37.6	28.9	11.3
不動産業、物品賃貸業	100.0	96.6	13.2	45.2	24.6	5.8
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	95.6	6.4	51.8	24.3	3.5
宿泊業、飲食サービス業	100.0	83.8	12.2	32.4	15.7	9.6
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	84.5	12.0	32.2	18.6	7.5
教育、学習支援業	100.0	92.1	51.9	23.8	9.5	2.6
医療、福祉	100.0	92.3	35.5	44.2	7.0	2.6
複合サービス事業	100.0	96.1	7.0	47.7	23.8	8.0
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	91.0	8.2	41.4	24.0	9.0
平成29年	100.0	85.4	13.6	35.0	18.1	8.3

区 分	禁 煙 ・ 分 煙 状 況			受動喫煙防止対策に取り組んでいない	不 明
	上記以外の方法で、事業所内の喫煙可能場所と禁煙場所を区分している	事業所内で自由に喫煙できる	禁煙・分煙状況不明		
平成30年	8.6	0.2	0.1	10.6	0.9
(事業所規模)					
1,000人以上	4.7	-	0.4	-	0.4
500～999人	4.5	-	-	1.0	0.5
300～499人	5.2	-	-	2.9	0.6
100～299人	6.0	-	-	2.4	0.7
50～99人	7.2	-	0.1	6.5	2.0
30～49人	7.8	0.0	0.2	6.3	0.6
10～29人	9.2	0.3	0.1	12.7	0.8
(産業)					
農業、林業（林業に限る。）	12.4	0.6	-	17.6	0.6
鉱業、採石業、砂利採取業	11.6	-	-	26.2	-
建設業	12.1	-	0.5	16.3	0.7
製造業	13.5	0.3	0.1	12.1	0.9
電気・ガス・熱供給・水道業	10.6	-	0.4	1.5	-
情報通信業	6.3	0.3	-	3.9	0.0
運輸業、郵便業	7.2	0.0	-	11.9	1.7
卸売業、小売業	6.7	-	-	10.4	1.6
金融業、保険業	6.0	-	0.7	3.5	1.2
不動産業、物品賃貸業	7.9	-	-	3.4	-
学術研究、専門・技術サービス業	9.6	-	-	3.7	0.7
宿泊業、飲食サービス業	12.6	1.1	0.1	16.2	-
生活関連サービス業、娯楽業	14.2	-	-	13.6	1.9
教育、学習支援業	4.4	-	-	7.9	-
医療、福祉	3.0	-	0.0	7.3	0.4
複合サービス事業	9.6	-	-	3.2	0.7
サービス業（他に分類されないもの）	7.8	0.5	0.2	8.6	0.4
平成29年	9.5	0.2	0.9	13.2	1.3

職場の受動喫煙を防止するための取組を進めるにあたり、問題があるとする事業所の割合は37.4%[同42.6%]となっている。

問題があるとする事業所について、問題の内容(主なもの2つ以内)をみると、「顧客に喫煙をやめさせるのが困難である」が30.3%[同34.3%]と最も多く、次いで「喫煙室からのたばこ煙の漏洩を完全に防ぐことが困難である」が29.0%[同28.5%]となっている。(第8表)

第8表 職場の受動喫煙防止の取組における問題の有無及び問題の内容別事業所割合

区 分	事業所計	問題の内容(主なもの2つ以内)					
		職場の受動喫煙防止の取組において問題がある		受動喫煙防止に対する喫煙者の理解が得られない	喫煙室からのたばこ煙の漏洩を完全に防ぐことが困難である	顧客に喫煙をやめさせるのが困難である	喫煙室や喫煙コーナーを設けるスペースがない
平成30年 (事業所規模)	100.0	37.4	(100.0)	(25.1)	(29.0)	(30.3)	(25.6)
1,000人以上	100.0	55.3	(100.0)	(53.6)	(41.7)	(24.0)	(9.3)
500～999人	100.0	45.5	(100.0)	(26.3)	(50.3)	(28.7)	(10.4)
300～499人	100.0	48.8	(100.0)	(28.7)	(49.9)	(22.5)	(6.1)
100～299人	100.0	42.1	(100.0)	(24.6)	(45.4)	(29.3)	(16.3)
50～99人	100.0	40.2	(100.0)	(32.4)	(32.6)	(24.3)	(18.4)
30～49人	100.0	39.4	(100.0)	(27.3)	(28.9)	(34.6)	(22.3)
10～29人	100.0	36.2	(100.0)	(23.4)	(26.8)	(30.4)	(28.5)
(産業)							
農業、林業(林業に限る。)	100.0	37.6	(100.0)	(27.1)	(16.7)	(33.4)	(16.6)
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	35.9	(100.0)	(35.6)	(36.9)	(35.6)	(16.8)
建設業	100.0	40.5	(100.0)	(29.8)	(40.8)	(25.2)	(21.0)
製造業	100.0	43.1	(100.0)	(31.2)	(30.2)	(27.5)	(22.7)
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	31.8	(100.0)	(28.3)	(45.3)	(15.5)	(12.6)
情報通信業	100.0	32.2	(100.0)	(22.1)	(40.1)	(19.1)	(16.3)
運輸業、郵便業	100.0	40.2	(100.0)	(35.1)	(35.9)	(22.3)	(19.4)
卸売業、小売業	100.0	33.8	(100.0)	(22.5)	(28.1)	(26.9)	(30.0)
金融業、保険業	100.0	44.9	(100.0)	(18.2)	(45.2)	(14.6)	(19.4)
不動産業、物品賃貸業	100.0	32.3	(100.0)	(17.5)	(24.7)	(22.5)	(21.0)
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	26.1	(100.0)	(33.6)	(36.5)	(23.7)	(22.3)
宿泊業、飲食サービス業	100.0	49.4	(100.0)	(19.9)	(24.3)	(40.8)	(30.4)
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	51.8	(100.0)	(24.3)	(19.8)	(61.6)	(19.7)
教育、学習支援業	100.0	22.1	(100.0)	(31.1)	(32.2)	(39.1)	(16.0)
医療、福祉	100.0	26.6	(100.0)	(25.1)	(17.2)	(28.8)	(28.3)
複合サービス事業	100.0	47.3	(100.0)	(21.9)	(34.1)	(24.1)	(25.8)
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	35.0	(100.0)	(19.8)	(29.1)	(28.6)	(30.3)
平成29年 1)	100.0	42.6	(100.0)	(24.0)	(28.5)	(34.3)	(25.7)
区 分	問題の内容(主なもの2つ以内)					不 明	
	喫煙室や喫煙コーナーを設けるための資金がない	施設上の制約により、喫煙室に必要な設備を設置できない	受動喫煙防止対策への取り組み方がわからない	その他	職場の受動喫煙防止の取組において特に問題がない		
平成30年 (事業所規模)	(13.6)	(10.8)	(2.5)	(6.3)	60.1	2.5	
1,000人以上	(5.2)	(5.0)	(0.2)	(11.9)	42.2	2.5	
500～999人	(1.9)	(7.3)	(4.3)	(11.2)	51.8	2.7	
300～499人	(2.4)	(11.0)	(3.0)	(7.0)	49.7	1.6	
100～299人	(7.3)	(8.4)	(4.5)	(5.1)	55.5	2.3	
50～99人	(11.2)	(11.6)	(1.4)	(6.6)	54.5	5.3	
30～49人	(11.2)	(13.5)	(2.6)	(3.3)	58.7	1.9	
10～29人	(15.2)	(10.4)	(2.4)	(7.0)	61.6	2.2	
(産業)							
農業、林業(林業に限る。)	(12.3)	(15.7)	(5.6)	(16.4)	60.8	1.7	
鉱業、採石業、砂利採取業	(5.4)	(10.7)	(8.1)	(6.7)	62.2	1.9	
建設業	(6.9)	(4.2)	(0.7)	(6.7)	58.0	1.5	
製造業	(15.3)	(9.0)	(5.9)	(5.0)	54.7	2.2	
電気・ガス・熱供給・水道業	(9.5)	(9.8)	(-)	(4.4)	67.0	1.2	
情報通信業	(12.9)	(7.6)	(7.6)	(2.6)	66.6	1.2	
運輸業、郵便業	(15.6)	(11.1)	(0.8)	(1.6)	56.7	3.2	
卸売業、小売業	(10.8)	(8.5)	(1.9)	(6.9)	63.8	2.4	
金融業、保険業	(5.4)	(23.8)	(1.5)	(1.6)	53.2	1.9	
不動産業、物品賃貸業	(14.1)	(10.3)	(-)	(15.6)	66.5	1.2	
学術研究、専門・技術サービス業	(13.1)	(5.6)	(2.8)	(8.4)	72.7	1.2	
宿泊業、飲食サービス業	(18.6)	(13.3)	(-)	(5.6)	47.3	3.3	
生活関連サービス業、娯楽業	(13.8)	(8.6)	(0.7)	(3.7)	45.2	3.1	
教育、学習支援業	(16.9)	(8.8)	(6.9)	(8.1)	74.6	3.3	
医療、福祉	(15.6)	(17.6)	(4.4)	(10.7)	70.9	2.5	
複合サービス事業	(19.1)	(12.8)	(0.6)	(6.4)	50.2	2.5	
サービス業(他に分類されないもの)	(13.2)	(9.9)	(3.9)	(10.5)	62.5	2.6	
平成29年 1)	(14.7)	(9.6)	(2.5)	(5.4)	55.0	2.5	

注:1) 平成29年の「問題の内容(主なもの2つ以内)」には、上記の他に「取り組む必要性を感じない」の項目がある。

4 産業保健に関する事項

傷病(がん、糖尿病等の私傷病)を抱えた何らかの配慮を必要とする労働者に対して、治療と仕事を両立できるような取組を行っている事業所の割合は55.8%[平成29年調査46.7%]となっている。

治療と仕事を両立できるような取組を行っている事業所について、取組内容(複数回答)をみると、「通院や体調等の状況に合わせた配慮、措置の検討(柔軟な労働時間の設定、仕事内容の調整等)」が90.5%[同88.0%]と最も多く、次いで「両立支援に関する制度の整備(年次有給休暇以外の休暇制度、勤務制度等)」が28.0%[同31.6%]となっている。(第9表)

第9表 傷病(がん、糖尿病等の私傷病)を抱えた労働者が治療と仕事を両立できるような取組の有無及び取組の実施内容別事業所割合

(単位:%)

区 分	事業所計	治療と仕事を両立できるような取組内容(複数回答)				
		治療と仕事を両立できるような取組がある	通院や体調等の状況に合わせた配慮、措置の検討(柔軟な労働時間の設定、仕事内容の調整等)	相談窓口等の明確化	両立支援に関する制度の整備(年次有給休暇以外の休暇制度、勤務制度等)	
平成30年 (事業所規模)	100.0	55.8	(100.0)	(90.5)	(23.1)	(28.0)
1,000人以上	100.0	87.5	(100.0)	(92.1)	(58.3)	(51.7)
500～999人	100.0	85.2	(100.0)	(89.0)	(51.5)	(50.0)
300～499人	100.0	74.1	(100.0)	(87.3)	(43.0)	(51.9)
100～299人	100.0	74.7	(100.0)	(91.3)	(34.9)	(37.4)
50～99人	100.0	65.8	(100.0)	(89.2)	(24.9)	(30.8)
30～49人	100.0	61.5	(100.0)	(88.5)	(21.8)	(29.9)
10～29人	100.0	51.7	(100.0)	(91.2)	(21.4)	(25.6)
平成29年	100.0	46.7	(100.0)	(88.0)	(22.6)	(31.6)

区 分	治療と仕事を両立できるような取組内容(複数回答)				治療と仕事を両立できるような取組がない	不 明
	両立支援に関する体制の整備(産業医等産業保健スタッフの配置、対応手順の整理等)	労働者、管理監督者等に対する意識啓発(研修等)	左記以外の何らかの対策を実施している	取組内容不明		
平成30年 (事業所規模)	(12.5)	(12.3)	(3.9)	(0.1)	41.7	2.5
1,000人以上	(59.6)	(31.1)	(3.9)	(-)	10.7	1.8
500～999人	(43.3)	(20.8)	(2.0)	(-)	14.3	0.5
300～499人	(37.5)	(28.5)	(8.4)	(-)	23.7	2.2
100～299人	(24.2)	(18.3)	(1.2)	(-)	23.6	1.8
50～99人	(15.4)	(12.4)	(6.2)	(0.1)	32.0	2.2
30～49人	(11.9)	(12.2)	(3.6)	(0.6)	36.2	2.3
10～29人	(10.2)	(11.4)	(3.8)	(0.0)	45.6	2.7
平成29年	(10.5)	(10.0)	(6.8)	(0.0)	50.2	3.0

治療と仕事を両立できるような取組を行っている事業所のうち、取組に関し困難なことや課題と感じていることがある事業所の割合は76.1%[同76.2%]となっている。

困難なことや課題と感じていることがある事業所について、その内容(複数回答)をみると、「代替要員の確保」が74.8%[同75.5%]と最も多く、次いで「上司や同僚の負担」が49.3%[同48.6%]となっている。(第10表)

第10表 傷病(がん、糖尿病等の私傷病)を抱えた労働者が治療と仕事を両立できるような取組に関し困難や課題と感じている内容別事業所割合

(単位:%)

区 分	治療と仕事を両立できるような取組がある事業所計 1)		困難や課題と感じている内容(複数回答)				
			困難なことや課題と感じていることがある	代替要員の確保	上司や同僚の負担	主治医との連携	
平成30年 (事業所規模)	[55.8]	100.0	76.1	(100.0)	(74.8)	(49.3)	(12.5)
1,000人以上	[87.5]	100.0	88.5	(100.0)	(60.1)	(60.4)	(21.6)
500～999人	[85.2]	100.0	85.5	(100.0)	(60.1)	(60.6)	(25.7)
300～499人	[74.1]	100.0	82.0	(100.0)	(68.2)	(57.6)	(16.2)
100～299人	[74.7]	100.0	84.8	(100.0)	(71.6)	(47.4)	(15.8)
50～99人	[65.8]	100.0	84.2	(100.0)	(79.1)	(49.2)	(12.9)
30～49人	[61.5]	100.0	76.9	(100.0)	(68.6)	(44.9)	(13.0)
10～29人	[51.7]	100.0	73.4	(100.0)	(76.2)	(50.4)	(11.7)
平成29年	[46.7]	100.0	76.2	(100.0)	(75.5)	(48.6)	(9.4)
区 分	困難や課題と感じている内容(複数回答)						
	就業制限の必要性や期間の判断	復職可否の判断	復職後の適正配置の判断	柔軟な勤務形態の整備	病状の悪化や再発防止の対策	休職を繰り返す労働者への対応	個人情報取扱
平成30年 (事業所規模)	(24.5)	(24.2)	(20.6)	(19.5)	(20.4)	(24.1)	(8.8)
1,000人以上	(25.0)	(22.5)	(33.0)	(33.3)	(28.1)	(57.4)	(14.0)
500～999人	(28.6)	(30.9)	(39.9)	(31.5)	(37.5)	(51.0)	(12.8)
300～499人	(30.2)	(34.7)	(35.7)	(21.9)	(25.3)	(41.8)	(8.7)
100～299人	(28.3)	(29.8)	(28.6)	(22.2)	(32.3)	(33.5)	(8.9)
50～99人	(30.1)	(21.7)	(23.8)	(22.0)	(21.6)	(25.5)	(9.4)
30～49人	(26.4)	(25.1)	(23.4)	(16.5)	(20.3)	(19.8)	(9.4)
10～29人	(22.5)	(23.7)	(17.9)	(19.3)	(18.5)	(23.2)	(8.5)
平成29年	(25.1)	(23.9)	(22.9)	(22.8)	(21.2)	(23.4)	(12.8)
区 分	困難や課題と感じている内容(複数回答)					困難なことや課題と感じていることは特になし	不明
	病気や治療に関する情報の入手	治療と仕事の両立の重要性に対する意識啓発	社内の相談体制の確保	社外で相談・連携できる組織の活用	その他		
平成30年 (事業所規模)	(10.8)	(8.3)	(7.4)	(7.1)	(0.8)	23.4	0.5
1,000人以上	(9.7)	(20.0)	(7.5)	(12.1)	(2.1)	10.5	0.9
500～999人	(11.4)	(15.5)	(9.8)	(10.2)	(2.2)	14.3	0.2
300～499人	(12.8)	(10.1)	(8.4)	(8.1)	(0.4)	16.9	1.0
100～299人	(9.9)	(9.9)	(5.5)	(5.2)	(0.5)	14.8	0.4
50～99人	(10.3)	(6.5)	(7.8)	(6.3)	(2.2)	15.8	0.0
30～49人	(12.0)	(6.4)	(5.9)	(7.3)	(0.8)	22.8	0.3
10～29人	(10.6)	(8.8)	(7.9)	(7.4)	(0.6)	25.9	0.7
平成29年	(11.2)	(8.1)	(7.6)	(4.8)	(1.0)	23.6	0.2

注:1) []は、全事業所のうち、「治療と仕事を両立できるような取組がある事業所」の割合である。

5 安全衛生管理体制に関する事項

(1) 産業医の選任状況

産業医を選任している事業所の割合は 29.3%となっており、産業医の選任義務がある事業所規模 50 人以上でみると、84.6%となっている。

産業医を選任している事業所について、産業医に提供している労働者に関する情報(複数回答)をみると、「健康診断等の結果を踏まえた就業上の措置の内容等」が 74.6%と最も多く、次いで「労働者の業務に関する情報で、産業医が必要と認めるもの」が 57.4%となっている。(第 11 表)

第 11 表 産業医の選任の有無及び産業医に提供している労働者に関する情報別事業所割合

(単位:%)

区 分	事業所計	産業医を選任している				産業医を選任していない	産業医の選任状況不明
		産業医に提供している労働者に関する情報(複数回答)					
		健康診断等の結果を踏まえた就業上の措置の内容等	その他	産業医に情報を提供していない	情報提供の有無不明		
平成30年	100.0	74.6	6.7	5.8	3.6	68.8	1.9
(事業所規模)							
1,000人以上	100.0	(87.0)	(12.6)	(-)	(2.1)	-	0.3
500～999人	100.0	(88.3)	(15.1)	(1.2)	(1.4)	1.1	0.5
300～499人	100.0	(88.0)	(10.5)	(0.5)	(1.4)	1.9	0.7
100～299人	100.0	(82.7)	(6.8)	(2.1)	(2.6)	3.0	0.8
50～99人	100.0	(79.0)	(9.1)	(3.9)	(3.0)	21.6	1.7
30～49人	100.0	(64.8)	(8.8)	(6.9)	(5.1)	70.1	1.8
10～29人	100.0	(71.0)	(4.2)	(8.5)	(4.1)	80.2	2.0
(再掲)50人以上	100.0	(81.1)	(8.5)	(2.9)	(2.7)	14.1	1.3

注:1) 本項目における「長時間労働者」とは、1か月間の時間外・休日労働時間数が100時間を超える労働者をいう。

(2) 安全衛生管理の水準

現場における安全衛生管理の水準について、低下している又は低下するおそれがあると感じている事業所の割合は 11.7%となっている。

低下している又は低下するおそれがあると感じている事業所について、そう感じる理由(複数回答)をみると、「安全衛生管理を担っていたベテラン社員が退職し、ノウハウの継承がうまく進んでいない」が 31.4%と最も多く、次いで「経営環境の悪化で、安全衛生に十分な人員・予算を割けない」が 31.2%となっている。(第 12 表)

第 12 表 安全衛生管理の水準の感じ方及び低下していると感じる理由別事業所割合

(単位:%)

区 分	事業所計	低下している又は低下するおそれがあると感じる理由(複数回答)				
		安全衛生管理の水準が低下している又は低下するおそれがあると感じる	安全衛生管理を担っていたベテラン社員が退職し、ノウハウの継承がうまく進んでいない	経営環境の悪化で、安全衛生に十分な人員・予算を割けない	労働災害が減ったため、労働災害防止対策のノウハウが蓄積されなくなっている	
平成30年 (事業所規模)	100.0	11.7	(100.0)	(31.4)	(31.2)	(16.7)
1,000人以上	100.0	16.4	(100.0)	(35.9)	(16.7)	(8.0)
500～999人	100.0	13.3	(100.0)	(49.6)	(19.3)	(6.5)
300～499人	100.0	18.1	(100.0)	(36.4)	(30.1)	(3.0)
100～299人	100.0	14.7	(100.0)	(36.3)	(12.4)	(12.8)
50～99人	100.0	14.2	(100.0)	(29.3)	(26.6)	(13.8)
30～49人	100.0	13.3	(100.0)	(36.6)	(25.8)	(15.5)
10～29人	100.0	10.8	(100.0)	(29.8)	(35.2)	(18.2)

区 分	低下している又は低下するおそれがあると感じる理由(複数回答)			安全衛生管理の水準が低下している又は低下するおそれがあると感じない	デスクワークのみで作業現場を持っていない	不明
	正社員以外の労働者が増えたため、管理が難しくなっている	業務のアウトソーシングが進んだため、管理が難しくなっている	その他			
平成30年 (事業所規模)	(26.7)	(5.2)	(21.3)	72.9	9.4	6.0
1,000人以上	(53.8)	(8.9)	(19.2)	65.7	17.6	0.3
500～999人	(51.2)	(7.5)	(19.7)	71.2	15.0	0.5
300～499人	(37.8)	(3.0)	(23.5)	68.1	10.9	2.9
100～299人	(40.7)	(2.6)	(23.3)	72.9	10.9	1.5
50～99人	(29.5)	(5.9)	(25.5)	69.9	10.6	5.2
30～49人	(19.5)	(3.5)	(19.6)	69.8	10.3	6.6
10～29人	(26.2)	(5.7)	(20.8)	74.0	8.9	6.4

6 化学物質のばく露防止対策に関する事項

(1) 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況

化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所の割合は 1.0%となっている。

化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所について、「労働安全衛生法第 57 条に該当する化学物質」、「労働安全衛生法第 57 条には該当しないが、危険有害性がある化学物質 (GHS分類において危険有害性のクラス又は区分がつく化学物質をいう。以下同じ。)」をそれぞれ製造又は譲渡・提供している事業所のうち、それぞれの化学物質について、GHSラベルをすべての製品の容器・包装に表示している事業所の割合は「労働安全衛生法第 57 条に該当する化学物質」が 81.1%、「労働安全衛生法第 57 条には該当しないが、危険有害性がある化学物質」が 75.8%となっている。(第 13 表)

第 13 表 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況別事業所割合

<平成 30 年> (単位:%)

化学物質の種類	化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所計 1)	GHSラベルの表示状況					
		該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所	すべて表示をしている	一部表示をしている	譲渡・提供先から求めがあれば表示をしている	全く表示をしていない	
労働安全衛生法第 57 条に該当する化学物質	[1.0]	71.7 (100.0)	(81.1)	(13.8)	(4.5)	(0.5)	
労働安全衛生法第 57 条には該当しないが、危険有害性がある化学物質		65.4 (100.0)	(75.8)	(14.2)	(6.3)	(3.7)	

注:1) []は、全事業所のうち、「化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所」の割合である。

(2) 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の安全データシート(SDS)の交付状況

化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所について、「労働安全衛生法第 57 条の2に該当する化学物質」、「労働安全衛生法第 57 条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質」をそれぞれ製造又は譲渡・提供している事業所のうち、それぞれの化学物質について、安全データシート(SDS)をすべての製品に交付している事業所の割合は、「労働安全衛生法第 57 条の2に該当する化学物質」が 77.6%、「労働安全衛生法第 57 条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質」が 72.9%となっている。(第 14 表)。

第 14 表 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の安全データシート(SDS)の交付状況別事業所割合

<平成 30 年> (単位:%)

化学物質の種類	化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所計 1)	安全データシート (SDS) の交付状況					
		該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所	すべての製品に交付している 2)	一部の製品について交付している	譲渡・提供先から求めがあれば交付している	全く交付していない	
労働安全衛生法第 57 条の 2 に該当する化学物質	[1.0]	71.7 (100.0)	(77.6)	(7.6)	(13.6)	(1.2)	
労働安全衛生法第 57 条の 2 には該当しないが、危険有害性がある化学物質		65.4 (100.0)	(72.9)	(8.5)	(16.4)	(2.2)	

注:1) []は、全事業所のうち、「化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所」の割合である。

2) 過去に交付済みの製品で引き続き同製品を製造又は譲渡・提供するにあたり、相手方の承諾を得て交付していない場合も含まれる。

(3) 化学物質を取り扱う際のリスクアセスメントの実施状況

化学物質を使用(製造又は譲渡・提供を含む。以下同じ。)している事業所の割合は 9.3%となっている。

化学物質を使用している事業所について、リスクアセスメントをすべて実施している事業所の割合は「労働安全衛生法第 57 条の2に該当する化学物質」が 29.2%、「労働安全衛生法第 57 条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質」が 21.6%となっている。(第 15 表)

第 15 表 化学物質を取り扱う際のリスクアセスメントの実施状況別事業所割合

<平成 30 年>

(単位:%)

化学物質の種類	化学物質を使用している事業所計 ¹⁾²⁾	該当する化学物質について			該当する化学物質を使用していない	該当する化学物質を使用しているかわからない	
		リスクアセスメントをすべて実施している	リスクアセスメントを一部実施している	リスクアセスメントを全く実施していない			
労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質	} [9.3]	100.0	29.2	13.7	4.5	10.8	24.9
労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質		100.0	21.6	15.5	5.8	8.3	30.3

注:1) []は、全事業所のうち、「化学物質を使用している事業所」の割合である。

2) 「化学物質を使用している事業所計」には、「リスクアセスメントの実施状況不明」が含まれるため、内訳の合計は 100%にならない。